

## 可児市議会議長交際費の支出及び公表に関する基準

(趣旨)

第1条 この基準は、可児市議会議長交際費（以下「議長交際費」という。）の適正かつ公正な執行を図るため、その支出及び情報の公表に関し、必要な事項を定めるものとする。

(議長交際費)

第2条 議長交際費とは、議長及びこれに準ずるものが、議会を代表して対外的活動をするために必要な場合に、予算の範囲内で支出する経費をいう。

(議長交際費の支出)

第3条 議長交際費の支出については、その相手方や内容が相当であり、社会通念上妥当と認められる範囲において行うものとする。

2 議長交際費は、特定の議員、政党その他の政治団体、宗教団体等に係る慶祝、会費、協賛・賛助についてはこれを支出しない。

(支出区分及び支出金額)

第4条 議長交際費の支出区分及び支出金額は、次のとおりとする。

区 分	対象等	支出金額
慶祝	祝賀会、記念式典、大会等に出席する場合、祝意に係る経費	2万円以内の額
見舞	市政・市議会関係者等の病気等に対する見舞金、災害等による見舞金・義捐金等に係る経費	1万円以内の額 ただし、事故、災害等の内容を考慮し、この額により難しい場合は、現に必要とする額
弔慰	市政・市議会関係者等及びその親族の葬儀等における香典、供花等に係る経費	1万円以内の額又は実費相当額（別表1による）
会費	各種団体等の構成員として要する経費、各種団体等が行う懇親会、情報交換等を目的とする会合の出席に要する経費	会費相当額
協賛・賛助	各種大会等の開催の協賛に要する経費、各種団体等の活動趣旨賛同に要する経費	1万円以内の額
その他	市議会運営上必要な交際に要する経費として議長が特に認める経費	必要とする額又は実費相当額

(公表の内容)

第5条 議長交際費の公表は、次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 支出日
- (2) 支出区分
- (3) 支出件名
- (4) 支出金額

2 前項の規定にかかわらず、公表情報に個人に関する情報であって、特段の配慮を必要とするものが含まれる場合にあっては、これを除くものとする。

(公表の方法)

第6条 議長交際費の公表は、市政資料コーナーに備え、閲覧に供することによるもの及び可児市議会ホームページに掲載することにより行うものとする。

(見直し)

第7条 議長は議長交際費支出の内容や、金額が市民感覚とかけ離れることなくまた、社会経済状況の変化等を十分考慮した上で、この基準の適正な執行に努めるとともに、適宜見直しをするものとする。

(その他)

第8条 この基準に定めるもののほか、必要な事項は議長が別に定めるものとする。

附 則

この基準は、平成20年8月1日から施行し、平成20年8月1日以後に支出する交際費について適用する。

附 則

この基準は、平成30年4月1日から施行する。

別表1

○：該当の場合

区分	対象者		香典	供花等
弔慰金	市議会議員	本人	10,000円	○
		親族※1	5,000円	○
	元市議会議員	本人	5,000円	
	各種委員※2	本人	10,000円	
	市職員	本人	5,000円	○
	上記のほか議長が特に必要と認めた場合		その都度協議会	

※1 配偶者、一親等血族、本人と同居の親族

※2 原則として公選の委員又は議会同意を要する委員

注) 供花等の金額は、社会通念上妥当と認められる範囲内とする。

注) 議長が特に必要と認める場合の金額は、社会通念上妥当と認められる範囲内とする。